

維持期リハビリテーションの介護保険への移行について

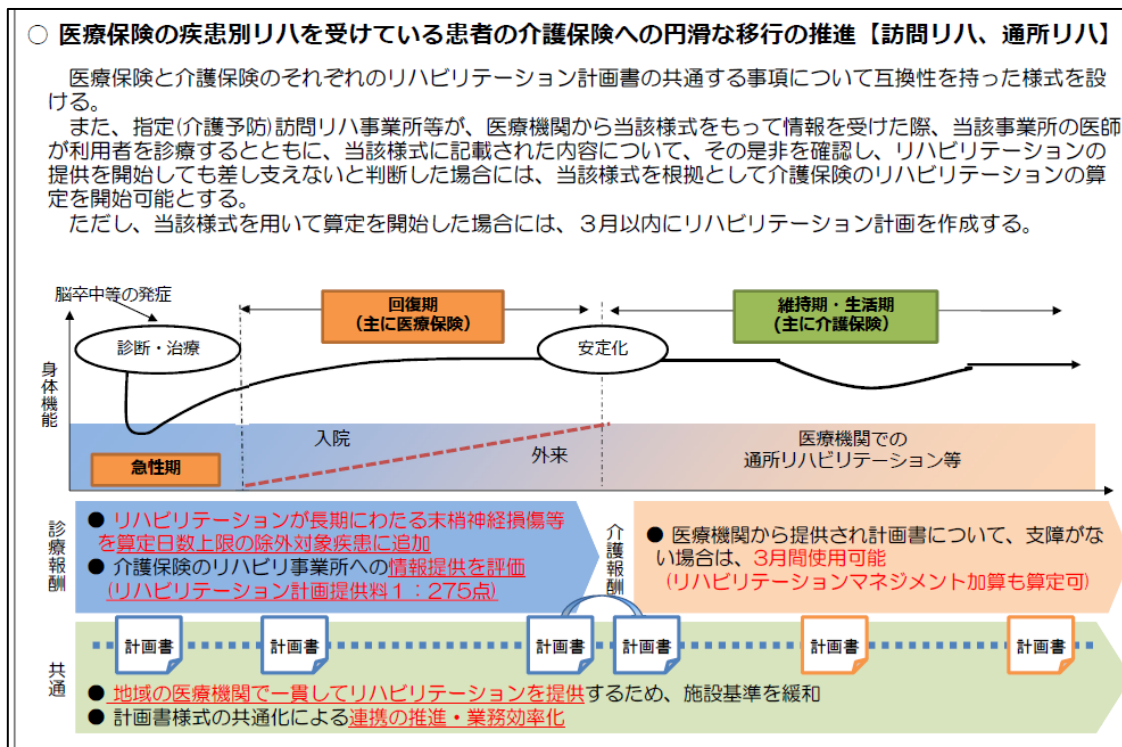
2018年診療報酬改定で要介護・要支援被保険者を持つ外来患者に対する維持期の疾患別リハビリテーション料について、2019年4月以降は算定を認めない取扱いが示されていましたが、3月6日の中医協において、改めて2019年4月以降は算定を認めない考えを提示し、了承されました。

よって、4月1日以降は要介護・要支援被保険者を持つ外来患者に対する維持期の疾患別リハビリテーション料は算定できず、医療機関は当該患者に対する対策を検討する必要があります。

【要介護・要支援被保険者を持つ外来患者に対する維持期リハ患者の今後の選択肢の例】

- ① 疾患別リハビリを終了し、消炎鎮痛等処置を実施する。
- ② 要介護・要支援被保険者を持つ維持期リハ患者を他のデイケア等に紹介する。
- ③ 当院で短時間通所リハビリテーションを提供する。

③短時間通所リハビリテーションの提供については、医療保険の疾患別リハを受けている患者の介護保険への円滑な移行に向けた施策や、通所リハビリテーションの人員要件、施設要件の緩和があり、医療機関にとって有効な選択肢になると考えます。



(出典：20190306_中医協 平成30年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準等の取扱いについて)

弊社では短時間通所リハビリテーション開設支援を行っており、まだ介護保険を提供していない医療機関様においてもスムーズに開設できるよう支援させていただきます。詳しくはお問合せください。

株式会社ユアーズブレイン 医業経営コンサルティング部は、地場・広島県内はもとより中国・四国エリアを中心に、大学病院から地域密着の病院やクリニックに至るまで、それぞれの規模や特性に合ったかたちで医療機関の皆様がより充実した医療を提供できるよう、各種の支援コンサルティングを提供しています。

お問い合わせは…TEL：082-243-7331e-mail：info@yb-satellite.co.jp

担当 大迫、真鍋、山根